

自主防犯活動団体の登録について

町内で活動している自主防犯活動団体の活動状況を把握するとともに、防犯情報の共有化を図るため、自主防犯活動団体の登録をお願いします。

町では、登録団体に「防犯情報の提供」、「パトロール活動資材の貸与」及び「防犯協会会員等団体総合補償保険へ加入」（保険加入に伴う費用負担はありません。）など、自主防犯活動の支援をします。また、登録団体のネットワークを構築します。

■対象／町内で自主的に活動を行う団体で、5人以上で構成し月に2回以上の防犯パトロールを行う団体。

■登録方法／松伏町自主防犯活動団体登録届に必要な事項を記入の上、総務課へ提出してください。（松伏町自主防犯活動団体登録届は、総務課で配布又は町ホームページよりダウンロードできます。）



国民健康保険税の特別徴収開始通知書を送付します

平成24年度の国民健康保険税を特別徴収(年金天引き)で納めていただく方に「平成24年度 国民健康保険税 特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付します。

特別徴収とは？

年6回の年金支給月を納期とし、前半の4月・6月・8月を仮徴収、後半の10月・12月・2月を本徴収として、国民健康保険税(以下「保険税」という。)を年金支給額からの天引きにより納めていただく方法です。

仮徴収について

保険税額は国保加入者の前年の所得や所有している固定資産等に応じて決定されますが、税額が決定するまでの間の前半3回(4月・6月・8月)については、前年度の2月の特別徴収税額と同じ額を仮の税額として天引きさせていただきます。

本徴収について

前年の所得や所有している固定資産等に応じて決定した年間の保険税額から、仮徴収で納めていただいた保険税額を差し引き、残った額を後半3回(10月・12月・2月)で天引きさせていただきます。

≪具体例≫

～ 2月の特別徴収税額が20,000円で、年間の税額が105,000円に決定された場合～

	平成23年度	平成24年度					
年金支給月	H24.2	H24.4	H24.6	H24.8	H24.10	H24.12	H25.2
特別徴収税額	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	15,000円	15,000円	15,000円

【仮徴収】(今回送付分)
2月の税額(20,000円)が4月・6月・8月の税額になります。

【本徴収】
年税額(105,000円)から4月～8月までの税額(60,000円)を差し引き、残った金額(45,000円)を3回に分けたものが10月・12月・2月の税額になります。

